

# 河合町議会会議録

平成26年 3月13日 開会

河合町議会

## 平成26年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

### 第3号(3月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第1号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第19号、議案第20号の 委員長報告、討論、採決	6
○議案第3号、議案第6号、議案第17号、議案第21号の委員長報告、討論、採決	9
○議案第7号から議案第15号の委員長報告、討論、採決	12
○同意第1号、同意第2号の一括提案理由の説明	23
○同意第1号の採決	24
○同意第2号の採決	25
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決	25
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決	26
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	28
○総務常任委員会の閉会中の継続調査	28
○閉会の宣告	28
○署名議員	30

平成 2 6 年 3 月 1 3 日 (木曜日)

( 第 3 号 )

## 平成26年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成26年3月13日(木)午前10時開議

- 日程第1 議案第1号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第2 議案第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第3 議案第4号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第4 議案第5号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第5 議案第19号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第20号 河合町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第8 議案第6号 平成25年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第9 議案第17号 河合町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 河合町下水道条例及び河合町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 平成26年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第12 議案第8号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第13 議案第9号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第14 議案第10号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第15 議案第11号 平成26年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第16 議案第12号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第17 議案第13号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第18 議案第14号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊)
- 日程第19 議案第15号 平成26年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

- 日程第20 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員について  
日程第21 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員について  
日程第22 議員発議第1号 「手話言語法」の制定を求める意見書  
日程第23 議員発議第2号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について  
日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
日程第25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東 正次	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也

福祉政策課長	杉本正範	社会福祉協議会課長	上村豊
保健スポーツ課長	門口光男	住民生活課長	西浦清繁
環境衛生課長	大平謙治	都市整備課長	中山雅至
地域活性課長	山本孝典	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

欠席者（0名）

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長	増田善紀	主事	堀内一憲
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成26年第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より報告願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、森尾委員長。

○5番（森尾和正） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第1号、第2号の2同意と議員発議第1号、第2号の2発議、議会運営委員会、総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

---

◎議案第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第1、議案第1号を総務常任委員会に付託しておりますので、中尾伊佐男総務常任委員長より報告を求めます。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾委員長。

○10番（中尾伊佐男） 総務常任委員会の結果を報告します。

去る、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第1号について、3月6日、委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第1号 平成25年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け歳入歳出一括で審議を行いました。

歳出では、障害者自立支援事務費のシステム改修の内容について質疑があり、本来は来年度から実施予定の事業で、国保連合会と連携しながら相互間の電送にかかる経費及び受給者情報を管理するもので、今年度実施することにより改修費の2分の1の補助金が出るので前倒して実施するとの答弁がなされました。

他にも、保育士処遇改善臨時特例事業費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

歳入では、がんばる地域交付金は次年度以降も継続されるのかどうかについて質疑があり、国の経済対策等によって存続は未定であるとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第1号 平成25年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。



---

◎議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 19 号、議案第 20 号

の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 2、議案第 2 号、日程第 3、議案第 4 号、日程第 4、議案第 5 号、日程第 5、議案第 19 号、日程第 6、議案第 20 号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡井誠也厚生常任委員長より報告を求めます。

○ 1 1 番（岡井誠也） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、岡井委員長。

○ 1 1 番（岡井誠也） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 19 号、第 20 号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第 2 号 平成 25 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

額確定による財源調整について質疑があり、国保税の計算は3月から翌年2月が基本になっており考え方としては国庫補助金については3月から10月までは額が決まっているので確定している、それ以降の11月から2月までは見込みと考えるので、それについて確定が決まってから最終的に国庫補助金等の計算で見込みを入れていくとの答弁がなされました。

他にも、諸支出金、保険給付費、繰入金等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 4 号 平成 25 年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

介護保険料の財源内訳について質疑があり、65歳以上の第1号被保険者 21%、40～64歳までの第2号被保険者 29%、市町村負担金 12.5%、都道府県負担 12.5%、国庫負担金 25%、計 100%との答弁がありました。

他にも、地域支援事業などについて質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 5 号 平成 25 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

保険料の滞納者数、総額、滞納理由について質疑があり、38 件で約 200 万円、理由としては年金収入が低額なため支払困難ということの答弁がなされました。

その他に、特別・一般徴収の割合、被保険者数と今後の予想などについて質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に議案第 19 号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

デイサービス利用者数と廃止後の民間業者委託への移行等について質疑があり、平成 26 年 2 月末の登録者数は 67 名で、一日平均 11 名の利用されており、今後は現在の委託業者に場所を貸付し継続してサービスを利用していただくとの答弁がなされました。

その他に、貸付金額、今後のサービス内容、廃止に至る経緯などについて質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に議案第 20 号 河合町乳幼児医療費助成条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

通院医療費も就学前までは無料という市町村もあるが、河合町は今後どうされるのかについて質疑があり、今回、県の助成制度の改正により入院費無料について中学生まで拡充されたが、通院医療費無料化については今後の検討課題との答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第 2 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第 2 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 2 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第4号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第5号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第19号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第20号 河合町乳幼児医療助成条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第3号、議案第6号、議案第17号、議案第21号の委員長報告、  
討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第7、議案第3号、日程第8、議案第6号、日程第9、議案第17号、日程第10、議案第21号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、岡田康則経済建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田委員長。

○4番（岡田康則） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、第6号、第17号、第21号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

使用料の減額理由について質疑があり、下水道使用料は水道使用量と直結しているが、節

水等により水道使用量も減少しておりそれが下水道使用料にも反映して減額になったとの答弁がなされました。

その他に下水道地震対策緊急整備事業費、繰入金、繰越明許費などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 6 号 平成 25 年度河合町水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

不納欠損処理件数と最高額について質疑があり、生活困窮、行方不明、破産、死亡等 76 件、最高額は死亡で 42 万 4,000 円との答弁がなされました。

他にも、不納欠損処理に至るまでの改善策などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第 17 号 河合町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

貸付件数及び限度額について質疑があり、平成 21 年度 6 件、22 年度 3 件、23 年度は事業進捗により 10 件、24 年度 1 件、今年度見込みとしては 0 件、限度額は 36 万円というのは困難との答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 21 号 河合町下水道条例及び河合町水道事業給水条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

料金改正後、地方公共団体への還元分は水道事業には反映しないのかについて質疑があり、今回の消費税率改正による料金改正後の消費税増額分の交付金約 4,000 万は一般会計の福祉関係・社会保障関係経費に充当予定との答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第 3 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第 3 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第3号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第6号 平成25年度河合町水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第17号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第21号、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第21号 河合町下水道条例及び河合町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、  
議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、の委員  
長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第11、議案第7号、日程第12、議案第8号、日程第13、議案第9号、日程第14、議案第10号、日程第15、議案第11号、日程第16、議案第12号、日程第17、議案第13号、日程第18、議案第14号、日程第19、議案第15号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、中尾伊佐男予算審査特別委員長より報告を求めます。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中尾委員長。

○10番（中尾伊佐男） 予算審査特別委員会の結果を報告いたします。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第7号から議案第15号までの9議案について、3月10日及び11日、委員会を開会いたしましたので、その結果並びに主な内容を報告いたします。

議案第7号 平成26年度河合町一般会計予算については、歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

まず、議会費では、印刷製本費に会議録製本分は含まれているのかについて質疑があり、委託料のなかに含まれているという答弁がなされました。他にも、人件費、共済費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に総務費では、自己主張・自己啓発研修の内容について質疑があり、平成25年度から実施しており、職員の勤務外の研修として効果が得られたことから26年度も引き続き募集

し実施するという答弁がなされました。

他にも、総務管理費、戸籍基本台帳費、選挙費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費では、民生委員活動費の内訳について質疑があり民生委員活動費として一人当たり2万9,200円掛ける定数37名分と一民生児童協議会への県からの補助金22万4,000円という答弁がなされました。他にも社会福祉費、児童福祉費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に衛生費では、静香苑環境施設組合負担金は今後の変動について質疑があり、年々減少傾向にあるが今後改修等も予想されるので考慮していくという答弁がなされました。その他にも保健衛生費、清掃費について質疑があり、答弁がなされました。

次に農林商工費では、水田農業経営確立対策奨励費の内容について質疑があり、景観栽培用のコスモスの播種代との答弁がなされました。その他にも農業費、商工費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に土木費では、緊急道路等改修費の計上理由について質疑があり、毎年計上しており緊急に補修を要する道路・水路の修理費という答弁がなされました。その他にも道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に消防費では、災害対策費の災害対策備品について質疑があり、電源整備のため発動発電機等の購入費との答弁がなされました。

次に教育費では、教育委員会委員の活動内容について質疑があり、月1回委員会を開催し規則の改廃等について協議するという答弁がなされました。

その他にも教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

公債費では元金はすべて土地開発公社分なのかについて質疑があり、既に償還済みの分と多少のずれはあるがそうであるとの答弁がなされました。

予備費では平成25年度の実績見込について質疑があり、緊急的な施設の修理、光熱水費の高騰により予算額は必要であるという答弁がなされました。

次に歳入では、公有財産使用料の内訳について質疑があり、庁舎内の南都銀行キャッシュコーナー・自動販売機、老人センター使用料、公民館の電話のアンテナという答弁がなされました。

その他にも、町民税、配当割交付金、自動車取得税交付金、使用料、手数料、財産収入、



町債等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

次に、議案第 8 号 平成 26 年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

葬祭費の内訳について質疑があり、一人当たり 3 万円で平成 25 年度は見込みとして 32 件という答弁がなされました。

他にも保険給付費、介護納付金、保健事業費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 9 号 平成 26 年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

通信運搬費の内容について質疑があり、滞納者等への督促状送付にかかる切手代という答弁がなされました。その他に制度当初からの貸付状況等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 10 号 平成 26 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

公債費の償還期限について質疑があり、個々に貸付年度が違うため現段階では未定であるとの答弁がなされました。その他にも貸付状況等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 11 号 平成 26 年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

マンホール内ステップ改修は全箇所改修するのかについて質疑があり、不良箇所だけ改修するという答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 12 号 平成 26 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

貸付状況について質疑があり、現在 6 件、総貸付金額 189 万円、償還金 138 万円、貸付残額が 51 万円という答弁がなされました。その他にも、今年度の貸付件数予想について質疑

があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 13 号 平成 26 年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

居宅介護住宅改修費の内訳と介護予防住宅改修費との違いについて質疑があり、手すりの設置・和式トイレから洋式トイレへの改修等で上限 20 万円、前者は要介護者対象で後者は要支援者対象のサービスという答弁がなされました。

他にも介護認定審査会費、計画策定委員会費、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費、介護予防事業費、地域支援事業費、居宅介護サービス事業費等について質疑がありそれぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第 14 号 平成 26 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第 15 号 平成 26 年度河合町水道事業会計予算については、収入・支出それぞれ一括で審議を行いました。

事業収益の増額理由について質疑があり、平成 26 年度の会計制度の改正により増額するという答弁がなされました。

その他にも、退職給付引当金、特別損失、法定福利費、みなし償却分、委託費等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、議案第 7 号から議案第 15 号までの 9 議案についての審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第 7 号について討論を省略して採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1 番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） それでは、本案に対する反対者の発言を許します。

どうぞ、馬場議員。

○1 番（馬場千恵子） 歳入と歳出と別々にしてよろしいですか。

○議長（谷本昌弘） はい。

○1番（馬場千恵子） それでは、まず歳入の方からさせていただきます。かつてのベッタウンとしての河合町も人口の減少、給料所得者の退職などで個人の町税の減少があります。固定資産税についても同様です。しかしその一方で法人税においては、増収となってなっています。今回消費税の増税に伴って交付税などもありますけれども、これは安定した収入とは言えません。町内には3駅があり交通の便も決して悪くなく、歴史もあり自然豊かな環境だと思いますが、現実には人口が減少する一方です。年を重ねても若者も安心して住めるまちづくりを意欲的に進め人口増をはかる一方小さなまちだからこそ出来るまち興し進め、住民が主人公、一人ひとりが輝けるまちづくりを着実に現実的に推進すべきではないでしょうか。そういったことに期待しつつ反対討論といたします。続いて歳出について行います。まず最初に新しい取組に対する予算がいくつか計上されていますが、有効に活用されることに期待したいと思います。予算の中でも民生費が大きな割合を占めています。当然のことですが人権施設では、共同浴場については、検討委員会で今後の方向性を検討する。またこころの交流センターと児童館についても施設の統合も検討するなど改善に向けて進みつつあります。両施設の耐震も気になるところです。地域の人が真に交流を深め活用出来る施設として運営出来るよう検討されることを期待します。また、老人福祉分野においても支援事業の拡大やしようかいなど積極的に進め、高齢者が安心して生活出来るように援助する。また、シルバー人材センターも高齢者が能力を生かし社会的に活躍出来るよう、介護分野や子育ての分野などの事業の展開を進めることを期待したいと思います。子どもの医療費の拡充も県の助成拡充に伴い拡充されました。所得制限の撤廃も実現したことは一歩前進したと言えます。子ども子育て支援事業や認定こども園などに関わる予算が新たに計上されていますが、行政としての責任を曖昧にせず、河合町の子どもたちが健やかに成長出来る環境を確保するために関係者の声を大切に進めていただきたいと思います。またごみの減量化や自然エネルギー、教育分野では学校の再編、施設の耐震など課題が山積みにされていますけれども、住民不在にならないよう審議を尽くしていただきたいと思います。安心安全のまちづくりを進める面で課題が多く部分的にしか触れることが出来ませんでした。住むなら河合町と言えるようなまちづくりの予算を求め反対討論といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 反対討論をさせていただきます。今回の26年度の予算の編成の中でです

ね基本的な所で問題があることがありますので具体的にも説明させていただきます。まず歳入の面なんですけども公有財産の活用、あるいは利用処分についてはですね適切な管理は出来ていないんじゃないかと。今回の平成26年度の予算措置においてもそれが如実に表れているんじゃないかと、非常に不透明であると。例えば一つ行政財産なんですけども、総合福祉会館のスペースについて、民間の介護事業者に貸し付けると介護事業を行わせることは総合福祉会館の施設設置条例3条に規定のある町民の福祉、健康増進等に関するを行うことに該当するかどうかということですけど、そうは思われたい訳ですね。これは介護事業ですね。また第1条の中にですね社会福祉に推進に寄与するというふうに謳ってるわけですね。地方の263号でしたかね。というところでもって目的外をするということで、盾にとってですね、やるということですけど、やはり条例というものを尊重しないといけません。そういうことからするとこの設置条例から逸脱しているんじゃないかと、そういうことがまず一つございまして。それから普通財産の有効活用処分についてはですね総合的に今回の予算で全く管理されてない訳ですね。どのような方針で処分されるのかも不透明であって予算上の計上に問題があると、例えば不動産売却収入5,000万上がっている訳ですね。この5,000万はどうして計上されているのかということについての具体的な答弁も開示もない訳ですね。不透明ですね。それから土地、建物貸付、まあこれも似たようなことになりますけども、そういうことで非常にこの予算の立て方そのものに問題があるんじゃないかということ思います。それから一方歳出なんですけども、例えば認定こども園の整備300万円計上するということになっている訳ですね。これの目的ですね。これを実現するためにこういうものを上げてやっていくのかどうか。現在この時点であえてこういう調査が必要なのかどうかということについても非常に不透明であるとよってこれは予算計上は必要でないんじゃないかと私は判断しております。それからこれは人件費の計上方法なんですけどもそれぞれの事業の中で人件費上がってます。減員なっているところもございまして。これは当初やはり、当初予算としては、きちんと人件費を計上しないといけません。それをあえて3人の所、2人にするとかですね。ところやってる訳ですね。で恐らく補正で上げようということかもしれませんけど、それは考え方が違うんじゃないかと。それからもう一つ農業委員会、予算上がっている訳ですね。で私が質問したら、今までかつて選挙無かったとおっしゃっている訳ですね。選挙あるかもしれないから、上げるんですと。こういうものの考え方が私は不自然じゃないかということを感じている訳です。そういうことで、もしそういう状態になるのであればですね、補正で上げれば良い分けですね。過去一回も選挙してないものを上げるということにつ

いてはいかなものかということだと思います。以上まあ主要な点はこういうことですが、  
よって私はこの今回の26年度予算の計上そのものについて反対いたします。

○議長（谷本昌弘） ほかございませんか。

取り合えずそしたら反対討論は終わります。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、弓戸議員。

○13番（弓戸 猛） 賛成討論を行います。平成26年度一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。河合町の平成26年度予算は町長も施策方針で述べられていますが景気回復の兆しが見えるものの町においては町税の大幅な増収も見込めず財政状況が一層厳しくなる中で財政の健全化を継続し財源の確保をはかりながら、河合町のまちの夢ビジョンを着実に推進するための予算が計上されています。歳入面では国・県の補助制度や地方債制度を積極的に活用するなど、財源の確保に努めていることは非常に評価できます。また歳出面では、財政健全化の継続による経費全般の徹底した節減合理化に努めながらも子どもの医療制度の拡充や認定こども園の調整に諮る経費など次の世代を担う子どもたちの経費などは予算計上されていることは、限られた財源を優先度の高い事業に重点的に配布された結果であり高く評価しています。なお引き続き厳しい財政状況が見込まれますが、この当初予算で予定するすべての事業を着実に実行することが住民生活を支える町政運営の基本であることを認識し河合のまちの夢ビジョンをさらに進化させより一層の町政の発展と住民福祉の向上が図れることを期待して私の賛成討論といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、討論を終結します。

議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案についてを採決いたします。

議案第7号を原案の通りに決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第7号 平成26年度河合町一般会計予算については、原案のとおり可決され

ました。

議案第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第8号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

議案第9号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○1番(馬場千恵子) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 生活資金貸付事業ですけれども今後の解決の見通しが明らかでなく今までにおいても解決策が示されていないということで反対したいと思います。

○議長(谷本昌弘) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ないようですので討論を終結いたします。

議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第9号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第10号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議がございますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○1番(馬場千恵子) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 住宅の新築資金の貸付事業ですけれども、回収組合に委託されていますけれども、平成26年に検討ということになっています。大半ていうか、その組合に入っているところは26年以降も今までと同様の形で進めて行くというふうになっていくかと思えますけれども今後の解決策について具体的に明らかにすることを求めまして、反対したいと思います。

○議長(谷本昌弘) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ないようですので、討論を終結します。

議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第10号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第11号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第11号 平成26年度河合町下水道事業特別会計予算については可決されました。

議案第12号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議がございますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○1番(馬場千恵子) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 年々利用者が少なくなっている、まあ25年度は0ということでしたけれども予算として10件分計上されています。これに見合った特別の事業、具体的な事業を進展するとか計画を立てない限り進んでいかないと思います。そういった事業の進展を図るべきで予算についてもその機械的な数とか10件分の裏付けに乏しいと思いますので反対したいと思います。

○議長(谷本昌弘) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ないようですので、討論を終結します。

議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第12号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第13号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議がございますので、これより討論に入ります。

まず、本案に反対する者の発言を許します。

○7番(西村 潔) はい。

○議長(谷本昌弘) はい、西村議員、どうぞ。

○7番(西村 潔) 介護保険制度は、国の施策なんですけども3年に1期として介護計画立ててる訳ですね。で今回最終年度であるこの26年度の予算を見ますと非常にどういう根拠で予算を立てているかについて非常に不透明であると。どうしてかといいますと、前年度の実



績、例えば地域支援事業とか給付についての計上が前年度の要するに当初予算に基づいてプラスアルファされていると。もし3カ年ということであれば当然実績というものを考慮しないといけないわけですが、そういうものを考慮せずにただ単なる前年度の予算で何パーセントを計上していると。要するに実行率が非常に悪い中で予算を今年度計上していると。この根拠が非常に乏しい。例えば地域支援事業を実施した割合というのは非常に少ない訳ですね、2事業も含めてね。そういう中でこれ新たにやるということであれば、当然それなりの施策というのが予算に出てくる訳ですけども、それも出てない訳ですね。そういう予算の立て方そのものが非常に懐疑的である訳ですね。で今度のこれ決算で来年度どうなるかですね。毎年毎年そのような予算の立て方をして実績とか予算を立てるということはそれを実行していくために予算を立てる訳ですからね。結果的にはほとんど残ってしまったと。そういう予算の立て方については疑義があると私思っていますので反対いたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、討論を終結します。

議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第13号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算については可決されました。

議案第14号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第14号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については可決されました。

議案第15号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第15号 平成26年度河合町水道事業会計予算については可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長(谷本昌弘) 再開します。

---

#### ◎同意第1号、同意第2号の一括提案理由の説明

○議長(谷本昌弘) それでは、理事者の方より追加議案、同意第1号から第2号の2案件について、提案理由の説明を、登壇の上、願います。

○副町長(藤岡和成) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成)

それでは、本定例議会に追加議案として上程致されました、同意第1号から同意第2号の2案件につきまして、順次ご説明致します。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、ございます。

このことにつきましては、このたび、堀内秀高氏が任期満了となりますので、同氏を引き

続き選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字佐味田 1659 番地。

氏名、堀内秀高。

生年月日、昭和 19 年 10 月 29 日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、ございます。

このことにつきましては、このたび、角井茂氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田 2161 番地。

氏名、角井茂。

生年月日、昭和 24 年 1 月 31 日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

以上、上程致されました 2 案件について、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎同意第 1 号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 20、同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第 1 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第21、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第22、議員発議第1号 手話言語法の制定を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○5番（岡田康則） 提案理由を述べさせていただきます。

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月

に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第 1 号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第 1 号 手話言語法の制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案発議第 2 号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 23、議員発議第 2 号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の岡井誠也議員の説明を求めます。

○ 1 2 番（岡井誠也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡井議員。

○ 1 2 番（岡井誠也） 提案理由を述べさせていただきます。

## 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議

リニア中央新幹線は、平成 23 年 5 月に「奈良市付近」を主要な経過地として、整備計画が全国新幹線鉄道整備法に基づき決定されました。

このことは、全国に空港も新幹線もない 3 県の一つであり、高速道路などの高速交通の国土軸から外れてきた奈良県にとって大変大きな前進であります。

リニア中央新幹線の開通による交流人口の飛躍的な拡大を通じて、観光や産業・経済、県民生活等の様々な分野で大きな効果が期待できることから、県内の中間駅は、奈良県全体の発展につながる位置に設置されることが不可欠であり、そのためのグランドデザインを描いていくためには、駅位置の早期決定が重要な課題となります。

現在、事業主体である JR 東海は、東京・名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、2027 年の開業に向けた準備を着々と進めています。一方、京都市・京都府は、京都ルートへの変更の要望活動を活発化しており、一部の関西政財界にはこれに同調する動きも見られます。

このようなリニア中央新幹線をめぐる現状のなかで、我々河合町議会は、奈良県として一致結束して取り組み、ともに未来を切り拓くため、次の事項を決議する。

### 記

1. リニア中央新幹線がもたらす様々な効果を最大限に発揮するため、早期に東京・大阪間を全線同時開業すべきこと。また、そのための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
2. リニア中央新幹線のルートは、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、現在の東海道新幹線とできる限り離し、法に基づき決定済みの整備計画どおり三重・奈良ルートとし、日本の大動脈を二重化すべきこと。
3. 中間駅の位置が早期に決定されるよう、県内の候補地を一本化すべきこと。中間駅は、リニア中央新幹線がもたらす効果を県南部を含む奈良県全体に、また紀伊半島地域にも広く波及させるため、鉄道網・道路網で各地と高い交通結節性を有し、県の人口重心にも近接した大和郡山市に設置すべきこと。

以上、決議する。

平成 26 年 3 月 13 日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第 2 号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議員発議第 2 号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議については、原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第25、総務常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第73条の規定により所管事務に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

以上で、今期定例会に附議されました案件は、すべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、平成26年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前11時21分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 弓 戸 猛